

平成26年改正されたもの

介護保険料は、本年3月分(4月納付分)より改定されました

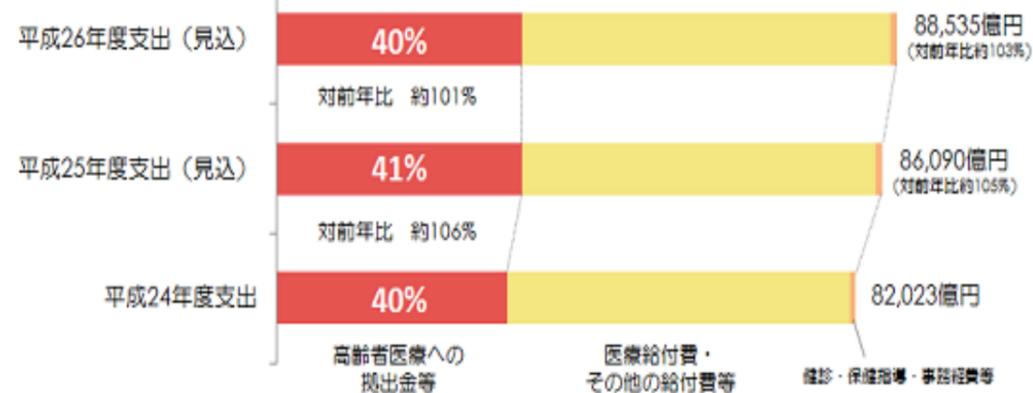


健康保険料率は据え置き、一方介護保険料率は1.55%から1.72%へ引き上げられました。

介護保険料率が引き上げになった理由は介護給付費が増加していることに伴い、協会健保が負担しなければならない額(介護納付金)も増加し、平成25年度の介護保険料率を維持した場合、700億円を超える赤字が見込まれました。

保険料は、加入者医療費等が支出全体の52%、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が40%、その他加入者が病気で職場を休んだ際の手当金等が支出全体の6%、健診・保健指導費が1%、協会の事務経費が0.7%(平成26年度予算案に基づく見込み)

《支出に占める高齢者医療への拠出金等の伸び率予測》



パートタイム労働法の改正法が成立(施行日は平成27年4月1日です)

平成26年4月16日「パートタイム労働法」の改正法案が成立しました。

パートタイム労働者がある能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る。

ポイントは・・・

- ① 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ② 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- ③ パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
- ④ パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設



厚生年金保険の保険料率の改定(平成26年9月1日)



今回改定された厚生年金保険料率は、平成26年9月分(同年10月納付分)から変更となります。今回改定された厚生年金保険料率は、平成27年8月分(同年9月納付分)までの保険料を計算する際の基礎となります。また、厚生年金保険料率は、平成29年9月まで毎年0.354%ずつ引き上げられます。

	現行	平成26年9月～
一般の被保険者(厚生年金基金加入者は除く)	17.120%	17.474%

【雇用保険】育児休業給付金の取扱変更(平成26年10月1日)



平成26年10月1日から、育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱が変わります。

※ 支給単位期間中に就業した場合の取扱

変更前	変更後(平成26年10月1日～)
支給単位期間中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間について給付金は支給されません。	平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下の時は、育児休業給付金が支給されます。

※ 支給単位期間：育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間をいいます。

※ 支給単位期間の支給額：休業開始時賃金日額×支給日数×50%

(平成26年4月1日以降に開始した育児休業については、育児休業開始後180日目までは67%)
ただし、各支給単位期間に支払われた賃金と育児休業給付金の合計額が休業開始前の賃金の80%を超える場合は支給額が減額され、賃金だけで「休業開始時賃金日額×支給日数」の80%以上となる場合は支給されません。

通勤手当の非課税限度額の引上げ



平成26年10月17日、所得税法施行令の一部改正が行われ、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。

通勤距離(片道)	非課税限度額	
	改正前	改正後
2km未満	全額課税	全額課税
2km以上10km未満	4,100円	4,200円
10km以上15km未満	6,500円	7,100円
15km以上25km未満	11,300円	12,900円
25km以上35km未満	16,100円	18,700円
35km以上45km未満	20,900円	24,400円
45km以上55km未満	24,500円	28,000円
55km以上	24,500円	31,600円

※交通機関利用者の通勤手当や通勤用定期乗車券の非課税限度額(10万円)については変更ありません。

※すでに支払われた通勤手当で改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。